



ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 5 年 1 月

【1月20日（金）の営業につきまして】

新年あけましておめでとうございます。本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。さて、誠に勝手ながら **1月20日（金曜日）** につきましては、社外にて終日スタッフ全員研修のため、お電話に出ることが出来ません。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解の程宜しくお願ひ致します。給与計算の日程等ご迷惑をおかけいたしますが、弊所担当職員と協議頂き、事前の調整を頂けますよう何卒宜しくお願ひ申し上げます。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準が告示されました

令和 4 年 12 月 23 日、官報に改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（令和 4 年 12 月 23 日厚生労働省告示第 367 号）が掲載されました。

働き方改革の一環として平成 31 年 4 月から施行されている「時間外労働の上限規制」について、自動車運転者については適用猶予となつていますが、令和 6 年 4 月 1 日から上限時間（年 960 時間）が適用されます。このことに伴い、働き方改革関連法の参議院厚生労働委員会附帯決議において、過労死等の防止の観点から改善基準告示の総拘束時間等の改善を求められており、これらを踏まえて改善基準告示の改正が行われました。今回は中でも運送業・トラック運転者に係る基準について紹介致します。

【トラック運転者にかかる拘束時間及び休息時間についての改正】

- 拘束時間の上限について、現行の「1か月 293 時間（1年 3,516 時間）」を、「1か月 284 時間、1年 3,300 時間」に改めるとともに、労使協定により、1年について6か月までは1か月 310 時間、1年 3,400 時間まで延長することができるものとする。この場合において、1か月の拘束時間が 284 時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとし、1か月の時間外・休日労働時間数が 100 時間未満となるよう努めるものとする。
- 1日の最大拘束時間について、現行の「16 時間」を「15 時間」に改めるとともに、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合（以下「長距離・泊付き運行の場合」という。）には、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を 16 時間とすることができるものとする。拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間が 14 時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めるものとする。
- 勤務終了後の休息期間について、現行の「継続8時間以上」を「継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続 9 時間を下回らない」に改めるとともに、長距離・泊付き運行の場合には、当該1週間について2回に限り、継続 8 時間以上とすることができるものとする。この場合において、一の運行終了後、継続 12 時間以上の休息期間を与えるものとする。

【トラック運転手の連続運転時間についての改正】

- 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間に関し、現行の「1回が連続 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう」としている規定について、当該規定中「連続 10 分」を「おおむね連続 10 分」に改めるとともに、当該運転の中断については原則として休憩を与えるものとする。
- サービスエリア、パーキングエリア等に駐車又は停車できないことにより、やむを得ず連続運転時間が 4 時間を超える場合には、これを 4 時間 30 分まで延長することができるものとする。

【法改正情報 1】雇用保険料率の引き上げについて

政府は令和 4 年 12 月 21 日、現在 1.35%の雇用保険料率を 2023 年 4 月から 1.55%に引き上げることを正式決定しました。労働者の料率を 0.5%から 0.6%に、事業主の料率を 0.85%から 0.95%に、それぞれ 0.1%ずつ引上げされる予定です。コロナ禍で雇用調整助成金の支給が増え雇用保険の財源不足が問題となっていることを踏まえ、これまで暫定的に引き下げていた料率を原則に戻すこととされています。

【法改正情報 2】出産育児一時金の引き上げについて

政府は、出産時に健康保険から支給されている「出産育児一時金」について現行の 42 万円から 50 万円程度に増やす方向で調整に入りました。令和 5 年（時期未定）から実施予定となっており、引き上げがなされるのは 2009 年以來となっており、過去最大の引き上げ幅となる見込みです。

正式な実施時期や引き上げ後金額につきましては、今後最終決定され次第お知らせする予定です。

【助成金】キャリアアップ助成金についてのご案内

今回はキャリアアップ助成金の変更点について説明致します。

前回のコンパス通信において、人材開発支援助成金との併給で助成額が増額になることをお伝え致しましたが、今回はキャリアアップ助成金の賃金規定等改定コースについて説明いたします。

【変更点】

1. 賃金引き上げの場合の助成額アップ

2%以上 3%未満の賃金規定改定を行った場合も助成されていましたが、それが撤廃され 3%以上 5%未満と 5%以上の賃金規定改定を行った場合に助成されるようになります。

さらに 5%以上増額改定を行った場合には 65,000 円助成されます。

2. 申請上限の緩和

今までは、1 事業所 1 年度 1 回でしたが、令和 4 年度 9 月 1 日以降に賃金規定改定を行った場合、**1 年度 1 事業所当たり 100 人まで複数回の適用が可能**です。但し、令和 4 年 9 月 1 日以降から令和 5 年 3 月 31 日までの間に賃金規定改定を行った場合は、改正前の制度による申請も可能です。

令和 4 年 10 月の改正においても有期雇用と正規雇用との区別を明確に表記しなければならず、以前よりも申請要件が厳しくなっております。来年も申請要件が変更になる可能性が御座いますので、先ずは当法人にご相談下さい。助成金申請の可否を診断するツール等も御座いますので、ご連絡をお待ちしております。



[お問い合わせは当法人まで](#)